

「楽しい」から 広がる仲間づくり

かわにしウクレレの会
柏村 千尋さん



音楽から
つながりが広がる

「自分が『楽しい』や『幸せ』を感じることが大切に。私にとっての『楽しい』や『幸せ』は、音楽や人とつながることでした」

そう話すのは、「かわにしウクレレの会」の柏村千尋さん。同会は、世代を問わず22人で構成され、市内を中心に活動しています。

最近では、平木谷池公園で開催された「大和夢ナリエ」などで演奏しました。

柏村さんは、中学生の頃に吹奏楽部で楽器を演奏していましたが、ウクレレは一度も触ったことがなかったそうです。

「初めての子育て。日常の中で気分転換をしたくてウクレレを始めました。我が子は愛おしく、家族は子育てに協力的ですが、思うようにいかなかったり、自分の育児を誰かと比べて落ち込んだり。育児中は社会とのつながりも希薄になり心細くなることも。そんな時、子どもが寝たらウクレレを小さな音で弾き、優しい音色に癒されました。そ

して、音楽で人や社会とつながれればと思いました」

共感できる
好きな活動を応援

柏村さんは、仕事や子育ての合間でさまざまな活動をしています。その中で、自分の好きなことを楽しんでいると、自然と長続きすると言います。

「市民活動に参加するうちに、人とのつながりが増えてきたんです。さまざまなイベントで主催者や団体の思いに共感し、『応援したい』と思ったら参加しています。そうやって楽しんで参加するうちに、今の活動につながったん

です」

親子で楽しいと
感じてもらうきっかけに

ウクレレの会以外でも、キセラ川西せせらぎ公園のキラ丸で「ただウクレレを弾くだけの日」を月1回開催。また、市とNPO法人が協働で行う「親子で遊ぼうDAY」など、子育て支援活動や市内で行われるイベントにも携わっています。

「今後は、おとなと子どもが同じ空間でウクレレを楽しめる機会をつくりたい。日常生活の中で身近な幸せを広げていけるきっかけをつくらなと思えます」



おとな子どもも
食と育つ

就学・給食課
☎ 072(740)1243



給食を通して「食」を学ぶ

感謝の気持ちや
作られる背景を知る機会に

学校給食は、お腹を満たすだけのものではありません。子どもたちが健康に学校生活を送るため、また、おとなになっても健康でいられるような食習慣を身に付けるための教材です。

給食の時間は「生きた教材」として献立を活用し、食育の推進や栄養、食文化、地場産品などを理解する機会となります。給食を食べることや献立便り「ちょこっと食育ガイド」などを通じて、次の①～④のことを学んでほしいと思います。

①自分たちのふるさどで四季折々に栽培される作物が、どのような過程を経て給食になるのか②生産者は、安定して収穫するためにどのような工夫を行い、苦労しているのか③安心・安全な調理を行うために、どのようなことに気を付けているのか④給食に関わった人たちや動植物の命に、「いただきます」と感謝して食べることの大切さ。

コロナ禍で食事の会話には制約があります。その反面、食べることにより集中できるとも言えます。子どもたちが一つ一つの献立を味わって食べた

り、生産者への感謝の気持ちを持ったりできる環境が生まれたのではないのでしょうか。

教室が心豊かな「食卓」になることを願っています。



消費生活センターだより

消費生活センター
☎ 072(740)1167

成人式の振り袖レンタル

早期契約は慎重に
契約を急かされても焦らずに判断を

事例1 18歳の娘と呉服店へ行き、1年半後の成人式の振り袖をレンタル契約した。「現金一括なら値引きします」と言われたので、23万円を払った。その後、親戚から「私の振り袖を着たらいい」と言われたので、2週間後にキャンセルを申し出たが「契約書に『いかなる理由でもお客さま都合でのキャンセル・返金できない』と書いてある」と言って応じてくれない。(50歳代 女性)

事例2 娘の再来年の成人式のために呉服店へ見に行った。娘の気に入った振り袖があり、「今日契約すれば、成人式当日の着付けを好きな時間に予約できる」と言われ、その場で契約してクレジットカードで一括払いした。帰宅してから後悔したので、キャンセルしたい。(40歳代 女性)

回答 最近の成人式用の振り袖レンタルは、早い時期から業者が予約を受け付けするケースが見られます。「好みのデザインがなくなる」と言われたり、特典を強調されたりして、その場で契約してしまうことも多いようです。

事例1のように自分の都合が変わる場合や、事例2のように気持ちが変わる場合もあり、キャンセルに関する相談が多く寄せられています。「この振り袖を着る」と決めることは「これ以外の振り袖は着ない」ということとなります。数年先に使うものであっても、キャンセルできなかつたり、高額なキャンセル料を払う契約になったりしている場合もあります。

契約内容をよく確認してから契約しましょう。事例1・2とも業者と交渉中ですが難航しています。

生きる

人権推進課
☎ 072(740)1150

「知る」と「知らない」

Vol. 1

今、中学生の17人に1人がヤングケアラー
実は昔から存在していた

1月号からは、「知っている」と行動が変わるかもしれないという話です。いろいろな話材がありますが、今回は「ヤングケアラー」について。

ヤングケアラーとは、「おとなが担うようなケア責任を引き受け、家族の世話全般（家事や介護、感情面での寄り添い、家計の支援）を行っている18歳未満の子ども」のことです。

最近、インターネットやニュースでよく取り上げられるようになり、中学生の17人に1人が当てはまるという情報に、皆さん驚かされているかもしれません。実は私もヤングケアラーでした。というか、そんなニュースを見聞きして、自分もそうだったのだと理解した次第です。

もう50年も前のことです。おとなの細かい事情は分かりませんが、多額の借金を残したまま、突然母が家を出て行ったのは小学校5年生の秋のこと。一緒に私の貯金箱も消えました。家族は、お金をあまり家に入れず単身赴任ばかりしている父と、白内障で視力がほとんど無い祖母でした。そしてその祖母は、駆け落ちした母の母。結構ハードなファミリーでしょう。

一人っ子だった私は、翌日から食事や掃除、洗濯などを、祖母に聞きながら行わなければならなくなりました。ある意味、祖母は生き字引みたいな存在だったのかもしれませんが。もちろん小学校には通いますが、放課後に友だちと遊ぶことはできなくなりました。買い物や風呂たき（まき釜）も待っていたからです。そして、宿題もできなくなってきました。何が原因だと思いますか。続きは…広報誌2月号にて。

(mottoひょうご事務局長 栗木剛)